

## 横浜市栄区民文化センター録音装置運用基準

令和6年8月1日制定

### (趣旨)

- 第1条 この基準は、横浜市栄区民文化センター（以下リリースという）がその施設において防犯等の目的で設置した録音装置の運用について、必要な事項を定める。
- 2 リリースは、施設に設置した録音装置を運用するに際しては、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の音声データを収録された者（以下「区民等」という）の権利保護を図らなければならない。

### (用語)

- 第2条 この基準において、録音装置とは犯罪の予防を目的（施設の利用状況、混雑程度のチェック等を主目的とし、犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む）として、特定の場所に常設する会話を録音できる装置で、録音のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

### (録音装置管理責任者、録音装置扱い担当者)

- 第3条 施設における録音装置の適正な設置、運用及び維持管理を図るため、録音装置を設置する各施設に、録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という）を置くものとし、リリースの個人情報保護規定（平成30年8月1日施行 以下「規則」という。）第13条に規定する個人情報保護管理者をもって充てる。
- また、録音装置管理責任者の補佐として、録音装置扱い担当者として、施設管理責任者を充てる。

### (録音装置の設置に係る措置)

- 第4条 管理責任者は、録音装置を設置するに際して、次の措置を講じなければならない。
- (1) 利用者の権利保護を図るために、録音装置の録音対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。
  - (2) 録音装置録音対象区域の見やすい場所に、録音装置を設置している旨を表示すること。
  - (3) 音声データの録音機材の設置場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、音声データの外部漏えい等を防止すること。

### (委託に係る措置)

- 第5条 管理責任者は、録音装置の運用に係る業務を区の機関以外、リリースの運営母体（株式会社神奈川共立及び株式会社ジェイ・エス・エス）以外のものに委託することができる。ただし、その場合においては、受託者との委託契約等によって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号 以下「個人情報保護法」という）及び規則の規定に基づく個人情報保護措置の履行を義務付けるとともに、随時立入検査を実施し、検査結果を記録しなければならない。

(音声データ等の保管)

第6条 管理責任者は、録音装置によって録音された音声データ及び音声データを収録した記録媒体について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 音声データ及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、音声データ及び記録媒体にアクセスできる者を限定すること。
- (2) 音声データ及び記録媒体の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）を定め、当該期間経過後は速やかに音声データの消去又は記録媒体の破碎等の処理を行うこと。
- (3) 音声データを録音時の状態のままで保管すること。
- (4) 記録媒体の音声データ表示機器及び録音機材設置場所外への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (5) その他、音声データ及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

(目的外利用及び外部提供)

第7条 音声データ及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、音声データから識別される特定の個人（以下「本人」という）の同意がある場合又は法令に規定がある場合は、管理責任者は、音声データ及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供することができる。

2 管理責任者は、前項の規定により音声データ及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しようとするときは、あらかじめ栄区地域振興課と協議しなければならない。

(開示請求)

第8条 管理責任者は、本人から音声データの開示についての求めがあったときは、個人情報保護法、横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）、規則その他関係法令の規定に基づき所定の手続を行わなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、区民等から録音装置の設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第10条 本基準に定めのない事項については、管理責任者が栄区地域振興課と協議して定める。

付則

この基準は、令和6年8月1日から適用する。

付則

この基準は、令和6年8月1日から施行する。